

2022 年度国際園芸博覧会会場基本設計等業務委託
業務説明資料

1 総則

(1)適用範囲

本仕様書は「2022 年度国際園芸博覧会会場基本設計等業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用。

(2)準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、2027 年国際園芸博覧会協会の委託契約約款及び契約規則を遵守することとする。

(3)件名

2022 年度国際園芸博覧会会場基本設計等業務委託

(4)履行期限

2023 年 3 月 31 日（金）

(5)履行場所

旧上瀬谷通信施設及び周辺地域

2 業務の概要

(1)業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）は、2027 年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2020 年 3 月に国際園芸家協会（AIPH）から正式承認された。そして、博覧会国際事務局（BIE）の認定に向けて、国際博覧会に関する条約上の手続きを進めることが、2021 年 6 月に閣議了解され、11 月に「一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会」（以下、「協会」という。）が設立された。

2027 年 3 月の開催に向けては、国等の関係組織と連携を図りながら、本博覧会の会場の計画を協会として具体化させていく必要がある。

本業務は、国際園芸博覧会を開催するにあたり、2021 年度に策定した国際園芸博覧会基本計画(市案)及び 2021 年度の委託の検討結果等を踏まえ、博覧会会場の基本設計等を行うことを目的とする。

○参考：一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○参考：国際園芸博覧会の招致（横浜市 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shochi/top.html>

○参考：旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（横浜市 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/kamiseysa.html>

○参考：国際園芸博覧会検討会（農林水産省・国土交通省共管）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html

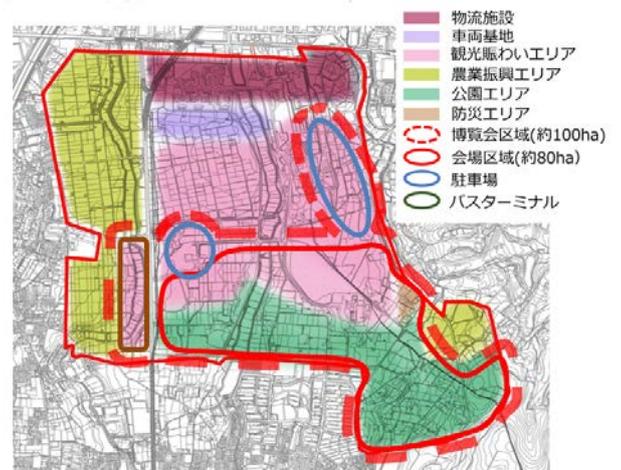
（２）留意事項

本業務の実施にあたっては以下の点に留意の上、取り組むこと。

- ア 国をはじめとした関係機関、有識者等との綿密な連携が必要となるので、効率的に連携を進められるよう、適時適切に情報共有や議論を行うことができる体制を構築すること。
- イ 旧上瀬谷通信施設に関しては、土地区画整理事業や公園事業など、横浜市都市整備局をはじめ、環境創造局、旭区、瀬谷区等において、土地利用の具体化に向けた検討を並行して進めているため、密接に連携して取り組むこと。
- ウ 今年度実施される協会の他委託（輸送アクセス、発注者支援、出展計画、会場運営計画、企画業務等）の受託者と連携して取り組み、検討に反映すること。
- エ 会場内に整備された会場施設やグリーンインフラ等は、博覧会後に都市公園や観光賑わいエリアの一部として継承されるため、協会の他委託（留意事項ウ）と連携し、公園事業等と調整を図りながら検討すること。
- オ 博覧会会場として魅力あるデザインの工夫や創造、博覧会会場に相応しい先取的なインフラ設計、レガシーとなる公園設計との密接な連携等の各項目について、監督員と協議の上、業務責任者を定めること。（業務責任者の例：業務マネジメント責任者、ランドスケープ計画責任者、インフラ計画責任者）
- カ 打合せは、COVID-19 の状況等を踏まえて WEB 会議も可能とする。打合せ後は毎度議事録を作成し、原則打合せの次の日に要点及び次回打合せまでのタスク等を記載し、提出すること。

（３）博覧会区域と土地利用計画

本業務では本博覧会の活用想定エリア（観光賑わいエリア及び公園エリア）約100haを対象とする。本業務では、土地区画整理事業による基盤整備や土地利用計画、公園計画との施設の配置（仮設を含む）等を踏まえながら、検討を進めることとする。



3 業務内容

2021年度に横浜市で実施した「国際園芸博覧会会場における概略検討業務委託」（以

下、「2021年度概略委託」とする。) 検討内容を踏まえ、必要に応じて基本方針の見直しする。また、実施設計に向けて、施設配置、諸施設の形状、基盤施設、植栽等について基本設計を行う。なお、検討にあたっては「2(2)留意事項」を踏まえ実施すること。

(1) 与条件の確認及び検討

2021年度概略委託の内容、前提条件及び各種調査結果を把握し、各種条件の確認及び検討を行う。

ア 与条件や上位計画の把握と整理

イ 各種設計条件の整理と確認

ウ 各種設計基準・関係法令の抽出と適用の確認

エ 「2021年度概略委託」成果品内容の整合性確認

オ 関連事業及び2022年度関連委託との関係性の整理

カ 敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定

キ 現地詳細調査(設計対象地とその周囲)

(2) 諸施設の検討及び設定

個々の施設等について、位置、規模及び内容を検討し、基本設計図の作成に必要な計画の細部について設定する。

ア 空間構成・景観・意匠・動線等に関する基本方針の検討と設定

(会場エリア、会場施設配置、会場構成、園路広場、景観形成、動線(園内モビリティ、立体横断含む)等)

イ 造成基本方針の検討と設定

(全体造成(土量収支確認)、出展区画の造成等)

ウ 植栽基本方針の検討と設定

(主催者庭園、出展庭園、各種植栽等)

エ 供給処理設備基本方針の検討と設定

(電気、上下水、ガス、廃棄物、ICT基盤等)(各種協議申請が可能なもの)

オ 施設基本方針の検討と設定※建築物を除く

(修景施設、管理施設、サービス施設、立体横断施設等)

カ 建築物における設計与件の整理

(建築物:中核展示施設、屋内展示施設、催事施設、迎賓館、その他施設)

キ グリーンインフラ実装計画の作成

将来まちづくり(区画整理事業及び公園整備事業等)との整合を図った博覧会会場の基盤システムとしての具体的なグリーンインフラの実装計画を作成し、各検討に反映する。グリーンインフラの個別技術については企業等への調査を行うこと。

なお、検討にあたっては、グリーンインフラの効果を検証するためのモニタリングの

内容や手法等を含む。

(3) 基本設計図の作成

(1)(2)の検討を踏まえ以下の平面図の作成を行う。((2) ク 建築物は除く。)

なお、図面の作成にあたっては公園設計と綿密に連携を取りながら行うこと。

ア 全体基本設計平面図の作成

イ 造成計画平面図の作成

ウ 施設計画平面図の作成(建築物は除く)

エ 植栽計画平面図の作成

オ 供給処理設備計画平面図の作成

カ 主要断面図の作成

キ 主要施設の構造イメージ図の作成

(4) 暑さ対策・新技術導入の検討

以下、検討の上「(2) 諸施設の検討及び設定」に反映すること。

ア 暑さ対策

植栽や施設、設備等を用いた暑さ対策の検討を行う。

イ 新技術

「2021年度概略委託」で作成した新技術のリストを踏まえ、企業等への調査を行いながら会場内での具体的な導入方法の検討を行う。

(5) 会場整備費の試算・整備スケジュールの作成

ア 会場整備費試算

工事費、解体撤去費、設計費など会場整備費の試算を行う。試算にあたっては、区画整理や公園整備等の関連事業を踏まえつつ、極力コストの縮減が図られるよう施設の多機能複合化、コンパクト化、簡素化等の提案を盛り込みながら検討を行う。

イ 整備スケジュール

設計から工事、博覧会開催、解体撤去までの会場整備スケジュールを作成する。

別途、発注予定の発注者支援業務委託と連携しながら、詳細な整備スケジュールの検討を行う。

(6) 施工計画の作成

2022年度以降に予定している環境アセスメントの準備書に記載する工事方法、工程表、車両走行ルート、運行台数、工事時間帯及び工事中の環境・安全対策、その他必要事項等について、検討を行う。

(7) 鳥瞰図及びパースの作成

以下の鳥瞰図及びパースの作成をする。(CG作成)

ア 鳥瞰図：A3版×2方向

イ パース：A3版×8カット

(8) 会場計画におけるシミュレーションの実施

会場計画における自然環境ポテンシャル(地形、水系、緑、気象等)の活用やGI実装、快適な空間形成などについて、デジタル技術を活用したシミュレーション等により会場計画の数値化や見える化等を行い、会場計画の蓋然性の確認やわかりやすい情報発信を行う。なお、具体的なシミュレーション内容や手法については、本委託内で検討し、発注者の確認を取ったうえでシミュレーションを実施すること。

(9) エネルギー計画の検討

環境に配慮した効率的、効果的なエネルギーの導入計画について、既存の技術に加え、(2)エの内容も踏まえた上で検討する。エネルギー導入方法、導入に要する整備費用・工期、環境配慮事項、廃材利用、その他必要とする事項についての検討及び調査を実施する。

(10) 参加ガイドラインの作成

参加招請等について必要な以下のガイドラインについて、関連する特別規則や出展計画等と調整を行いながら、関係する日本の法律、神奈川県及び横浜市の条例、並びに関係法令等を整理の上、検討を行う。なお、検討にあたっては他事例や過去博等を参考にすること。

ア 建設ガイドライン

本博覧会の参加者(公式参加者、非公式参加者)が建設するパビリオン及び庭園の設計に必要な計画・管理に関する事項及び環境配慮、景観などのルール、必要となる手続き等について記載する。

イ ユニバーサルデザインガイドライン

会場の施設整備に関する共通指標となる、敷地内の園路や建物及び庭園内の階段、便所、案内設備等の基準について記載する。会場内の整備にあたって通底する指針であるとともに、上記の建設ガイドラインに基づき設計を行う出展者(公式参加者、非公式参加者)にも適用されるものとする。

(11) BIE申請関係資料作成補助(特別規則(1~10、12号)※の検討)

別途委託にて作成・とりまとめを行う特別規則1~10、12号のうち、会場計画や通関に係る条項(主に2、4、7、10号)について、BIEが提示するモデル規則や、他博覧

会の特別規則及び参加ガイドラインを参考として、計画内容を十分に踏まえた条件整理及び記載内容等の検討を行う。なお、検討にあたっては国等をはじめとした関係機関等との調整を行いながら業務を進め、必要に応じて専門業者へのヒアリングを実施する。

主に2、4、7、10号を検討の対象とするが、必要に応じて上記以外の号についても、内容確認等が発生した場合には発注者と協議の上対応する。

※特別規則…海外の参加国をはじめとした参加主体に向けて発出する博覧会におけるルール（規定）であり、BIE 認定申書の一部である一般規則、参加契約書に紐づく下位規則。
（第2号：国、国際機関及び民間出展者の参加条件、第4号：建設、改修及び防火に関する規則、第7号：通関、輸送及び特定の料金に関する規則、第10号：一般サービスに関する規則）

(12) 有識者等へのヒアリング

業務実施にあたり必要となる有識者等へのヒアリングを行う。ヒアリングを行う有識者等は5名程度とし、実施にあたっては、事前に発注者と相談の上、決定すること。なお、ヒアリングの実施に係る費用及び有識者への謝礼等は本委託業務に含むものとする。

(13) 報告書の作成

前項までの業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。報告書のまとめ方については、発注者の指示に従うこと。また、発注者の指示に従い報告書の抜粋版についても作成すること。

なお、作成した原稿やデータ一式（関係資料等を含む）について、Microsoft Office 等の汎用的なものとする。基本設計図のCADのデータ（様式、レイヤ規定）については発注者と協議の上、決定すること。

4 成果品

- (1) 報告書（A3・パイプ式ファイル綴じ）（本編及び参考編）
- (2) 電子媒体（CD-R 又は DVD-R で5部）

5 参考資料等

(1) 上位構想、既往計画等

- ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（2018(平成30)年3月）
- イ 2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（2019(令和元)年7月）
- ウ 国際園芸博覧会検討会報告書（2020(令和2)年2月）
- エ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（2020(令和2)年3月）

- オ 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（2021(令和3)年5月)
- カ (仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画（原案）（2021(令和3)年6月)
- (2) 既往調査等
 - ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致推進調査報告書（2018(平成30)年度)
 - イ 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会を見据えた公園基本計画検討業務委託（2019(令和元)年度)
 - ウ 国際園芸博覧会輸送アクセス検討業務委託（2019(令和元)及び2020(令和2)年度)
 - エ 令和2年度 国際園芸博覧会の広報PR・機運醸成等業務委託（2020(令和2)年度)
 - オ 国際園芸博覧会基本計画（市案）等調査検討業務委託（2020(令和2)年度)
 - カ 国際園芸博覧会に係る環境影響評価業務委託（2020(令和2)及び2021(令和3)年度)
 - キ (仮称)旧上瀬谷通信施設公園実施設計業務委託（2020(令和2)及び2021(令和3)年度）（予定）
 - ク 国際園芸博覧会基本計画策定に向けた調査検討業務委託（2021(令和3)年度）（予定）
 - ケ 国際園芸博覧会基本計画策定に向けた企画検討業務委託（2021(令和3)年度）（予定）
 - コ 国際園芸博覧会会場における概略検討業務委託（2021(令和3)年度）（予定）
 - サ 国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託（2021(令和3)年度）（予定）
 - シ 令和3年度国際園芸博覧会における植栽基本計画等策定に向けた検討業務委託（2021(令和3)年度）（予定）
 - ス 旧上瀬谷通信施設における気象観測業務委託（2021(令和3)年度）（予定）
- (3) 関係規則等
 - ア AIPH 規則（AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions）
 - イ コンペティション ガイドライン（Annex VII – Competition Guidelines）
 - ウ コンペティション規則 テンプレート（TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS）
 - エ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
 - ・ General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations
 - ・ その他 大阪・関西万博の一般規則・特別規則、国際園芸博覧会・関係規則等
なお、規則関係の更新に注意すること。

5 その他

- (1) 本委託業務の一般的事項については発注者の指示に従うこと。また、本資料に定めのない事項、又は疑義が生じた場合の解釈については、両者協議の上、発注者の指示に従うこととする。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、委託業務実施計画を契約締結後14日以内(休日等を含む)に作成し、発注者へ提出すること。
なお、委託業務計画書の記載内容については、以下の内容とする。
〔業務概要、実施方針、業務工程、業務組織体制、打合せ計画、成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容、使用する主な図書及び基準、連絡体制(緊急時を含む。)、

使用する主な機器、その他]

- (3) 管理技術者は委託期間中の業務経過内容全般を把握し・委託の計画の整合及び調整を行い、発注者や及び各業務との連絡調整等を行うこととする。なお、管理技術者はプロポーザルで提案された者とし、変更することはできない。
- (4) 打合せについては、定例会及びその他必要に応じて各検討における個別打合せを別途想定すること。打合わせの形態については、新型コロナウイルス感染症の状況等も踏まえ、WEB 会議も可能とする。
- (5) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、発注者の指示に従うこと。
- (6) 受託者は、常に発注者と密接に連携を図り、発注者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めること。
- (7) 受託者が協会等の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償することとします。
- (8) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ発注者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けることとします。
- (9) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。
- (10) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。
- (11) 成果品については、協会に帰属する。
- (12) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、発注者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとします。